

浦 監 第 408 号
令和 5 年 12 月 28 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

浦安市職員措置請求に基づく監査の結果の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 11 月 2 日に提出された浦安市職員措置請求について同条第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

浦安市職員措置請求に係る監査の結果

第1 請求人

浦安市職員措置請求の請求人は、次のとおりである。

住所・氏名 省略

第2 請求の受理

令和5年11月2日、浦安市監査委員に対し、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき浦安市職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)が提出され、令和5年11月21日付けで本措置請求書を受理した。

第3 請求の要旨

1 措置を求める理由

浦安市長は、浦安ドッグラン駐車場について、法第238条の4第2項第4号の規定に基づきスターツアメニティー(株)に貸付けている。同号による貸付けは「その用途又は目的を妨げない限度において」、行政財産の余裕のある部分を貸付けるものである。同社に貸付けることができる部分は、ドッグラン利用者が使用している部分を除く部分であり、ドッグラン利用者が使用している部分を貸付けることは地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第169条の3の規定に違反している。

市長は同社に対し、ドッグラン駐車場において、ドッグラン利用者から駐車料金を徴収することを承認しているが、浦安ドッグラン駐車場はドッグラン利用のための行政財産で、ドッグラン利用者の駐車場の利用は目的に沿った利用である。駐車料金の徴収はドッグラン駐車場の余裕ある部分として、ドッグラン利用者以外の者や施設開設時間外に駐車するものに限られるべきであり、ドッグラン利用者から駐車料金の返還を求める訴訟を起こされた場合、市は法令の根拠なく徴収することを承認したことで当該利用者に駐車料金に相当する金額を支払わなければならない可能性がある。

市長に対し、このような状態を解消するために必要な措置を講ずることを求める。

(添付書類)

事実証明書

- ・令和4年4月29日付け市長への手紙、令和4年5月16日付け市長の回答
- ・令和5年6月5日付け市長への手紙、令和5年6月15日付け市長の回答
- ・令和5年6月26日付け市長への手紙、令和5年7月11日付け市長の回答
- ・令和5年7月18日付け市長への手紙、令和5年8月2日付け市長の回答
- ・令和5年8月7日付け市長への手紙（一部省略）、令和5年8月23日付け市長の回答
- ・浦安市運動公園外3施設駐車場運営事業者の選定 仕様書（一部省略）
- ・浦安市運動公園外3施設駐車場管理運営に関する協定書（一部省略）

第4 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項を証する書面及び請求人の陳述内容から、次の事項について監査を実施した。

浦安ドッグラン駐車場の貸付けにおける、浦安ドッグラン駐車場利用料金の徴収等の管理運営について違法な財産の管理を怠るものであるのかを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

財務部 財産管理課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和5年12月19日に市の関係職員の立会いのもと、請求人から請求内容についての補足説明が行われた。

また、請求人から、陳述書及び新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象部局への監査

令和5年11月27日から12月19日にかけて、監査対象部局に対し、措置請求書の内容に係わる事項について、文書照会による回答の提出を求めた。

また、事情聴取を行うとともに、措置請求書の内容に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

第5 監査の実施内容

1 請求人の陳述

請求人の陳述の概要は、次のとおりである。

(請求人からの陳述)

浦安ドッグラン駐車場は、法第238条の4第2項第4号に基づき貸付けがされているが、同号に基づく行政財産の貸付けであれば、「その用途又は目的を妨げない限度において」貸付けされるものであるため、ドッグラン利用者の利用を妨げない限度において、貸付けが行われるべきである。

ドッグラン駐車場は、ドッグラン利用のための行政財産である。市がスタートアップメニティー(株)に貸付けることができるのは、ドッグラン利用者の使用を妨げない限度において、ドッグラン駐車場に余裕のある部分であり、駐車場のすべてを貸付けているものではない

ドッグラン利用者が駐車場に駐車することは目的に沿った利用であり、同社に貸付けた部分に駐車するものでないが、市は同社がドッグラン利用者から駐車料金を徴収することを承認している。

同社に対し法令の根拠なく駐車場料金を徴収する違法な行為を承認した市は、承認したことにより発生する可能性がある損害等に関し責任を負わなければならないことになり、それを拒絶する理由も根拠もない。

請求人もドッグラン利用者から駐車料金を徴収するべきだとは考えるものであるが、法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付けにより、同社がドッグラン利用者から駐車料金を徴収することは違法である。

法237条第2項に基づく貸付けに改めることでドッグラン利用者からの駐車料金の徴収とすれば違法なものではなくなる。

市長に対し、このような違法な状態を解消するために必要な措置を講ずることを請求する。

2 事実の確認

本件監査に係る事実関係について、監査対象部局の説明を求めるなど確認した結果は、次のとおりである。

(1) 浦安ドッグラン駐車場の土地について

公有財産台帳によれば、浦安ドッグラン駐車場の土地については以下のとおりであった。

所在：浦安市舞浜 55 番地の一部

面積：613 m²

名称：C 地区公共緑地（第 2 湾岸道路緩衝緑地予定地）

財産分類：行政財産

財産種類：公共用財産

浦安ドッグラン駐車場の土地については、「C 地区公共緑地（第 2 湾岸道路緩衝緑地予定地）」として昭和 62 年に県企業庁から譲与により浦安市が取得した行政財産である。

(2) 浦安ドッグラン駐車場の設置及び貸付けについて

浦安ドッグラン施設の土地については、「C 地区公共緑地（第 2 湾岸道路緩衝緑地予定地）」として県企業庁から譲与された行政財産であり、公共緑地（第 2 湾岸道路緩衝緑地）の整備の予定がないため、一部を平成 15 年 12 月に暫定施設である浦安ドッグラン及び駐車場として活用してきた。

その後、受益者負担の適正化・目的外駐車抑制・財源の確保のため、有料化の検討をする中で、法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき公共緑地（第 2 湾岸道路緩衝緑地）として整備の予定がない余裕がある部分を貸付けるドッグラン駐車場と、都市公園法第 5 条第 1 項に基づく許可による貸付けの外 3 施設（浦安市運動公園、浦安市総合公園、高洲海浜公園）の駐車場を合わせて貸付けることとし、プロポーザル（2 社）による事業者選定を行い、令和 4 年 4 月 1 日から駐車場の有料化が開始された。

貸付料は、公園駐車場は、都市公園条例の「公園施設を設置する場合」の「140 円/1 m²」で算定し、浦安ドッグラン駐車場は、行政財産使用料の「3/1000」を参考に、実際の収益につながる車室の面積の合計（4 施設）を使用許可面積として積算した金額 2,300 万円を市は見込んでいたが、プロポーザルにおいてスターツアメニティー(株)から貸付料 4,620 万円が提示されたものである。令和 4 年 2 月 8 日に「浦安市運動公園外 3 施設駐車場

管理運営に関する協定書」を同社と締結し、同社が管理運営を行っている。
貸付金額の内訳は下記の表のとおりである。

| 貸付物件 | 貸付面積 | 年額貸付料 |
|-------------------|----------------------|--------------|
| 浦安市運動公園第1駐車場 | 8,360 m ² | 13,675,596 円 |
| 浦安市運動公園第2駐車場 | 9,265 m ² | 13,138,488 円 |
| 浦安ドッグラン駐車場 | 613 m ² | 867,636 円 |
| 浦安市総合公園駐車場 | 6,600 m ² | 10,370,316 円 |
| 浦安市総合公園球技場側駐車場 | 1,635 m ² | 1,776,588 円 |
| 高洲海浜公園駐車場 | 3,500 m ² | 6,371,376 円 |
| 浦安市運動公園外3施設駐車場貸付料 | | 46,200,000 円 |

(3) 浦安ドッグラン駐車場の駐車料金について

令和4年4月1日に有料化を開始し、スターツアメニティー(株)が駐車料金を徴収している。

駐車料金の設定については、プロポーザルで提案された金額を、事業者と協議して定めたものであり、近隣事業者の民業を圧迫せず、施設利用者が利用しやすい料金となること、また、施設利用者以外の目的外駐車を抑制することも考え設定された金額となっている。

浦安ドッグラン駐車場の駐車料金は下記の表のとおりである。

浦安ドッグラン駐車場の利用料金

| 利用可能時間 | 年中無休、終日利用可 |
|---------------|---|
| 入庫から30分まで | 無料 |
| 30分以降3時間30分まで | 60分100円 |
| 3時間30分以降 | <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日（午前7時から午後7時） 20分100円 ・土曜日・日曜日・祝日（午前7時から午後7時） 20分200円 ・全日（午後7時から午前7時） 60分100円 |

※割り引き

ドッグラン利用者で4時間以上駐車場を利用した場合、料金が600円となる割引制度がある。年末年始（12月29日から1月3日）は割引制度の適用はない。

障がい者割引

| 利用可能時間 | 年中無休、終日利用可 |
|--------------------|--|
| 入庫から 30 分まで | 無料 |
| 30 分以降 3 時間 30 分まで | 60 分 50 円 |
| 3 時間 30 分以降 | ・ 月曜日から金曜日（午前 7 時から午後 7 時） 20 分 50 円 ・ 土曜日・日曜日・祝日（午前 7 時から午後 7 時） 20 分 100 円 ・ 全日（午後 7 時から午前 7 時） 60 分 50 円 |
| 最大料金 | 300 円 |

第 6 監査の結果

1 主文

本請求には理由がないと判断し、棄却とする。

2 理由

法第 238 条の 4 第 2 項の規定において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。」とされており、同条第 2 項第 4 号においては、「行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地について、その床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体外の者に当該余裕がある部分を貸し付けるとき。」とされている。

また、法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する「政令で定める場合」として、施行令第 169 条の 3 において、「当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合とする。」とされている。

浦安ドッグラン駐車場の土地については、本来の用途、目的を第 2 湾岸道路緩衝緑地予定地として昭和 62 年に県企業庁から譲与により浦安市が取得した行政財産であり、第 2 湾岸道路の整備予定がないことから地方公共団体が行う事務、事業に現に使用されていない余裕敷地として、暫定的にドッグラン施設が整備されたものであった。

ドッグラン駐車場の土地は、令和 4 年 3 月 31 日までは、ドッグランではない空きスペースを暫定的に駐車場として開放してきた余裕敷地でもある

が、有料化の検討を進め、少なくとも、令和4年4月1日時点では現に使用しない空きスペースとし、法第238条の4第2項第4号及び施行令第169条の3の規定に基づき、スターツアメニティー㈱に貸付けがされたことは、違法な貸付けとはいえない。

また、浦安ドッグラン駐車場利用料金の徴収について、請求人が「浦安ドッグラン駐車場はドッグラン利用のための行政財産である。ドッグラン利用者の駐車場の利用は、目的に沿った利用であり、駐車料金の徴収はドッグラン駐車場の余裕ある部分として施設開設時間外の駐車するものに限られるべきである。同社がドッグラン利用者から駐車料金を徴収することを市が認めている状況は、法第238条の4第2項第4号の規定にあたらなため、ドッグラン利用者は駐車料金を支払う必要がない」と主張していることについても、上記のとおり、浦安ドッグラン駐車場の土地は、第2湾岸道路の整備予定がないことから余裕敷地として暫定的にドッグラン施設が整備されたものであり、令和4年3月31日まではドッグランではない空きスペースを暫定的に駐車場として開放してきた余裕敷地でもあるが、有料化の検討を進め、少なくとも、令和4年4月1日時点では現に使用しない空きスペースとし、法第238条の4第2項第4号及び施行令第169条の3の規定に基づき、時間貸し駐車場として同社に貸付けがされたものであり、同社が、ドッグラン利用者から駐車場料金を徴収することは、違法、不当とはいえない。

以上のことから、浦安ドッグラン駐車場の貸付け、及び浦安ドッグラン駐車場利用料金の徴収等の管理運営については違法なものではないと判断した。